様式第２号（１／２）

**真鶴町ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム利用確約書**

真 鶴 町 長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　真鶴町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

緊急通報システムを利用するにあたり、次の事項を確約します。

□１ 緊急通報を発し、緊急通報システム運営事業者からの安否確認の電話に応答　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　しない場合は、緊急通報システム運営事業者が派遣する警備員、消防署員その他の関係者の立ち入りを認めます。

□２ １により住宅を立ち入りが行われた場合には、住宅等の一部に破損が生じてもその賠償責任を問わず、損失補償も求めません。

□３ １による住宅への立入り又は緊急搬送が行われた時以降の住宅の管理責任については、関係機関職員、緊急通報システム運営事業者が派遣する警備員、消防署員その他の関係者の責任を問いません。

□４ 緊急通報システム利用のため、次の通報用機器を借り受けます。

緊急通報システムの利用のため，私が借り受ける通報用機器の一式

・本体機器（コントローラー）…１台

・火災センサー機器…１台

・人感センサー機器…１台

・携帯型送信機（ペンダント型押しボタン）…１台

・据置型送信機（押しボタン）…１台

私は、これらの通報用機器が、緊急通報システム運営事業者の大切な財産である ことを理解し、注意をもって使用します。また、これらの機器を他人に譲渡した り、貸付したり、担保に供するなど、目的以外に使用することはいたしません。

□5　私は、これらの緊急用機器が、緊急通報システム運営事業者の大切な財産であることを理解し、注意をもって使用します。またこれらの機器を他人に譲渡したり、貸付したり、担保に供するなど、目的以外に使用することはいたしません。

様式第２号（２／２）

□6　 私が通報用機器を必要としなくなったときは、通報用機器の一式を速やかに返還いたします。

□7　 緊急の場合に、緊急通報システム運営事業者又は真鶴町が、様式第１号に記載し た緊急時連絡先へ連絡することについて同意します。また、私が様式第１号に緊急連絡先として掲載した相手方には、私から緊急時の連絡について説明し、同意を得ております。

□8 費用の負担が発生する場合には事業者への支払を怠りません。 ※支払を怠った場合には、システム利用の取消しが行われることを承諾します。

□9　機器の設置、撤去、移設等により、住宅内の床や壁などに穴や傷、変色などの痕跡が生じた場合、その賠償責任を問わず、損失補償も求めません。なお、賃貸住宅等の場合にあっては、貸主から真鶴町又は緊急通報システム運営事業者に対して賃貸住宅等の原状回復等に係る要求があった場合、私が原状回復等を行い、真鶴町及び緊急通報システム運営事業者に対し、当該対応に係る補償 等を求めません。

□10　機器について、他の利用者が使用していた再使用の機器(クリーニング済のもの) が設置される場合があることに同意します。また、機器の表面上のクリーニングで落としきれなかった汚れや傷を理由として、機器の交換を求めません。

□11　申請書等に記載した事項については，緊急通報システム運営事業者・消防局へ情報提供することに同意します。

□12　停電時や機器の通信障害により通報が適切に行われない場合があることを理解 し、承諾のうえ利用いたします。